

日本保健医療大学 スタッフ・ディベロップメント推進規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大学設置基準第11条第1項に基づき、日本保健医療大学（以下「本学」という。）におけるスタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という。）の推進に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「SD」とは、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、本学教職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（日本保健医療大学ファカルティ・ディベロップメント推進規程第2条に規定する研修を除く。）のことをいう。

(SDの具体的取組)

第3条 本学では、SDに取り組むため、以下に掲げる事項を実施するものとする。

- 一 建学の精神に係る研修
- 二 事務組織における部署別及び役職別研修
- 三 ハラスメント防止に係る研修
- 四 情報セキュリティに係る研修
- 五 研究促進に係る研修
- 六 知的財産管理に係る研修
- 七 その他、SD推進のために必要な取組として学長が認めた事項

(SD推進組織)

第4条 前条に掲げるSDの具体的取組の推進は、FD・SD委員会が担う。

2 FD・SD委員会は、SD活動の結果を学長に報告するものとする。

(公表)

第5条 SD活動の結果は、学長が、適切な方法で公表するものとする。

(SDの活用等)

第6条 第3条に掲げる具体的取組の結果は、本学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るために活用されなければならない。

(事務)

第7条 この規程に関する事務は、学長室が行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、SDの推進に関し必要な事項は、学長が定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、管理運営委員会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、令和5年3月20日より施行する。